

障害福祉サービス事業生活介護い〜ま F i t 大治運営規程

(事業の目的)

第1条 エム・オーヒューマンサービス株式会社が設置するい〜ま F i t 大治（以下「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく生活介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、従業者が当該事業所の支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって生活介護を提供するよう努める。
- 3 事業所は、居宅に近い環境の中で、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うことを旨とし、市町村、指定障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 い〜ま F i t 大治
- (2) 所在地 愛知県海部郡大治町大字西條字狐海道246番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務 1名）
管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス管理責任者 1名（常勤兼務 1名）
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- (3) 医師 1名（嘱託医 1名）
医師は、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

- (4) 看護師 1名（非常勤兼務 1名）

看護師は、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

- (5) 生活支援員 4名（常勤専従 1名 非常勤兼務 3名）

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

（事業所の営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、年末年始、あらかじめ指定する期間並びに職員研修日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時30分までとする。

（事業所の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、6名とする。

（主たる対象者）

第7条 事業所における主たる対象とする障害者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の実施地域は、大治町、あま市及び清須市の地域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

（指定生活介護の内容）

第9条 事業所が提供する生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 身体等の介護
- (3) 生産活動の機会の提供
- (4) 創作的活動の機会の提供
- (5) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (6) 生活相談
- (7) 前各号に掲げるもののほか、生活介護の利用者に必要な支援

（個別支援計画の作成等）

第10条 サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での個別支援計画を作成する。

(生産活動)

第11条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行う。

(工賃の支払)

第12条 事業所は、利用者が生産活動に従事した場合は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

(相談及び援助)

第13条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第14条 事業所は、指定生活介護を提供した際は、利用者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第3項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適応される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払を受ける。

3 事業所は、指定生活介護において提供する便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用について、利用者に説明し、同意を得た場合は、当該利用者からその支払を受けるものとする。

(1) 食事代 400円

(2) 創作活動又は生産活動に係る材料費 実費

(3) 日用品費等その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けたときは、当該費用にかかる領収証を交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第15条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(2) 指定した場所以外での火気を用いること。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(緊急時等における対応方法)

第16条 事業所の従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備するものとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

3 事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第18条 事業所は、利用者の人権の尊重、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 職員は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、生活介護に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。